

# 平成30年第3回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第3回定例会
2	開会	平成30年 9月 6日
3	閉会	平成30年 9月12日
4	会期	7日 (うち会期延長日なし)
5	議員の出席	6日 出席11名 欠席 0名 7日 出席11名 欠席 0名 12日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	13件 (うち議員提出4件)
7	議決の状況	(1)原案可決 3件 (2)原案認定 0件 (3)原案承認 1件 (4)原案同意 2件 (5)報告済 2件 (6)採 択 2件 (不採択1件)
8	法第99条の意見書	3件 (内不採択1件)
9	委員会	決算審査特別委員会付託件数 2件
10	その他	傍聴者 6日 0名 7日 5名 12日 13名
11	会議書の写し	別紙のとおり添付
11	議案書の写し	別紙のとおり添付

平成30年 第3回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

平成30年 9月 6日（木）  
午前10時25分 開会

1. 出席議員

1番	本間秀正	2番	川幡宗宏
3番	原田弘克	4番	志賀浦学
5番	内田恵子	6番	西股裕司
7番	佐藤妙子	8番	菅原文子
9番	石川康弘	10番	熊木恵子
11番	側瀬敏彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

6番	西股裕司	7番	佐藤妙子
----	------	----	------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山内貢	事務局主査	光永晋
------	-----	-------	-----

5. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

平成30年 第3回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

平成30年 9月 7日（金）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	本 間 秀 正	2番	川 幡 宗 宏
3番	原 田 弘 克	4番	志賀浦 学
5番	内 田 惠 子	6番	西 股 裕 司
7番	佐 藤 妙 子	8番	菅 原 文 子
9番	石 川 康 弘	10番	熊 木 惠 子
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

6番	西 股 裕 司	7番	佐 藤 妙 子
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	光 永 晋
------	-------	-------	-------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	教 育 長	小笠原 正 和
監 査 委 員	角 畠 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総 務 課 長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	柏 木 英 昭	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	柿 崎 納	都 市 整 備 課 長	尾 暮 靖 志
病院事務長	原 田 光 一		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長）	小 林 史 典
----------------	---------

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 松田秀則

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

平成30年 第3回南幌町議会定例会（3日目） 会議録

平成30年 9月12日（水）  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	本 間 秀 正	2番	川 幡 宗 宏
3番	原 田 弘 克	4番	志 賀 浦 学
5番	内 田 恵 子	6番	西 股 裕 司
7番	佐 藤 妙 子	8番	菅 原 文 子
9番	石 川 康 弘	10番	熊 木 恵 子
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

6番	西 股 裕 司	7番	佐 藤 妙 子
----	---------	----	---------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山 内 貢	事務局主査	光 永 晋
------	-------	-------	-------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	三 好 富士夫	教 育 長	小 笠 原 正 和
監 査 委 員	角 畠 徹		

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総 務 課 長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	柏 木 英 昭	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	柿 崎 納	病 院 事 務 長	原 田 光 一
振興公社専務	池 田 進 治		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小 林 史 典
-----------	---------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長）	小 林 史 典
----------------	---------

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 松田秀則

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。  
本日をもって招集されました平成30年第3回南幌町議会定例会は議会運営協議延長のため、ただいまより開会いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。  
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。  
6番 西股 裕司議員、7番 佐藤 妙子議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。  
10番 熊木 恵子議員。
- 熊木議員 議長の許可をいただきましたので、平成30年第3回議会定例会の運営について、去る8月30日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件、町からは平成29年度決算認定2件、平成30年度会計補正予算3件、人事議案2件、報告案件2件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日9月6日から9月13日までの8日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は9月6日から9月13日までの8日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。  
(なしの声)  
御異議なしと認めます。よって本定例会は9月6日から9月13日までの8日間と決定いたしました。  
お諮りいたします。本日発生の地震災害に伴い、明日7日午前9時30分まで、延会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。  
(なしの声)  
御異議なしと認めます。よって、明日7日午前9時30分まで延会といたします。  
どうも御苦労さまでした。
- (午前10時30分)



議長 昨日より延会となっております、平成30年第3回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これを持ちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成30年5月分、6月分及び7月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。これを持ちまして報告済みといたします。

・3番目 平成29年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については、教育委員会より報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。これを持ちまして報告済みといたします。

・4番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町長 本議会定例会に当たり3件の行政報告を行います。初めに、農作物の生育と収穫の状況について御報告します。本年は、6月から7月にかけての低温、長雨、日照不足のところへ、お盆時期に降雨や台風の影響を受けるなど、今後の作柄が懸念されます。基幹作物である水稻は、今月末から本格的に稲刈り作業が始まる見込みですが、生育状況や収穫時期はここ数年でかなりの遅れとなっています。空知農業改良普及センター空知南西部支所の9月1日現在の作物状況調査によりますと、水稻は平年より5日おくれで、いもち病の発生は見られません。また、8月31日付で農林水産省北海道農政事務所が公表した米の作柄については、南空知は不良と見込まれています。小麦は、既に収穫調整作業を終えています。不安定な天候と収穫時期の降雨が影響し細麦傾向で、収量は平年と比較して下回る見込みです。豆類につきましても、低温と長雨の影響で今後の生育状況や収量などが懸念されています。てん菜は、現在のところ平年並みの生育状況が見込まれています。野菜全般の状況は、収穫のおくれなどから収量は平年を下回っていますが、全国的な大雨被害の影響、あるいは猛暑から品薄状況が続いており、取引価格は高く推移しています。なお、一昨日の台風21号の被害につきましても、強風による長ねぎ・とうきびの倒伏、ビニールハウスなどの損壊を確認していますが、詳細については現在調査中です。以上のように、今年は不安定な気象状況により農作物全般に影響が出ていますが、今後は天候が順調に経過し、無事に収穫作業が終えられるよう、関係機関・団体と連携しながら適切な対応に努めていきたいと考えています。

次に、交通事故死ゼロ1000日の達成について御報告します。町内における交通死亡事故ゼロの日が、平成27年12月5日から続いており、去る8月30日をもって、1000日を達成したところです。

これまで協力をいただいております、関係団体並びに町内会など多くの皆様に深く感謝申し上げます。今後とも、各関係機関のより一層の御協力をいただきながら、町民と一丸となり交通安全の啓発、交通事故の防止に取り組んでまいります。

最後に、南幌高等学校について御報告します。去る9月4日開催の北海道教育委員会において、平成31年度から平成33年度の公立高等学校配置計画が提案され、南幌高等学校については、本年6月に示されたとおり、今後の空知南学区内の中学校卒業者の見込みや地元からの進学状況等により、平成33年度の募集を停止することが、決定されました。町としては、南幌高校振興協議会と連携し、南幌高校存続を求める集会を開催した中で、決議いただいた要請書を7月20日に北海道教育委員会に提出し、高校存続に向けて取り組んでまいりましたが、残念ながらその要請については、受け入れられない結果となりました。今後の対応につきましては、関係機関、町民からの御意見をいただき取り進めてまいります。以上、一般行政報告とします。

議長

ここで、場内が暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許します。また、若干の窓をあけることも許したいと思います。

暫時休憩します。

(午前9時36分)

(午前9時38分)

議長

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は3名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

9番 石川 康弘議員。

石川議員

私は今回2問、町長に質問させていただきます。まず一つ目、千歳川河川整備と内水排除について。現在行われている千歳川河川整備工事は、4市2町の遊水地が平成31年度で全て完成するとされており、そのほか堤防強化、河道掘削工事においても着々と進められています。古くから水害に苦しめられてきた本町にとって、ようやく水害の不安から逃れられることに大きな期待と喜びを感じています。近年、全国的に頻発している集中豪雨・ゲリラ豪雨など、50年、100年に一度しか降らないとされる大雨が頻繁に起きており、土砂災害や洪水災害で多くの人命が奪われています。本町では、今年二度の大雨がありました。8月中旬の雨は4日間で約120ミリで一時的な冠水で済みましたが、7月上旬の雨は5日間で110ミリが降り、町内の7つの排水機場で内水排除を行いました。民家こそ水につかることはありませんでしたが、低い地帯の田畑が冠水し、2日間にわたり農作物が水没しました。ここ数年冠水するほどの大雨がなかったことから、相次ぐ大雨に被災した農家の人たちは、もし雨量がもっと多かったらと、今後不安を感じています。例えば、西17号排水機場でくみ上げる水は、排水路の流れが遅いため一気にくみ上げることができないということです。ある一定の水位を維持しなければならないということは、低地帯の田畑はいつまでも冠水状態のままになるということですが、

流れ込む排水流域、くみ上げる機場の装備の見直し、排水路の勾配をつけるなど、改善することはできないものでしょうか。千歳川の治水整備ができて、内水排除がしっかり行われなければ本当の治水対策にはならないと思います。

町 長

千歳川河川整備と内水排除についての御質問にお答えします。千歳川河川整備については、国が千歳川河川整備計画に基づき遊水地群の整備、河道掘削、堤防の強化を進めており、計画変更を行いながら平成31年度の遊水地整備完了を目指して事業を実施しています。また、本町の治水対策の一つとして、鶴沼地区の床ざらいや排水路整備などの内水対策を行っています。議員御指摘の本年7月と8月の大雨時には、千歳川の水位の上昇と激しい降雨が重なり、低い農地での一部冠水を確認しています。本町の地形は低平地で勾配が緩やかであり、現在の排水機場については、設計段階で流域面積、地盤高、降水量などの基準に基づき、初期吸水位や最低吸水位などを決定し整備しています。なお、流域や機場装備の見直しなどは、町全体の内水対策の検討が必要となり、莫大な事業費が伴うことから難しいと考えますが、今後新たな排水機場の整備が行われる場合は、新基準に基づき実施してまいります。

議 長  
石川議員  
(再質問)

9番 石川 康弘議員。

御答弁ありがとうございます。ただ私としては、この大きな、根本的に排水路を下げるだとか機場ということに対しては、莫大な経費がかかるということは十分承知しております。ただ、現実をやはり見直していただきたいという、一つの警鐘も含めた中で質問させていただいた次第であります。ただ、先ほども申しましたように、7月と8月の大雨の差、8月はさほど、雨量は多かったにもかかわらず、7月のほうがついた。その違いというのは何なのかというのを改めて考えたところでもあります。そんな中で、聞くところによると7月の大雨の時には、大雨にかかわらず北海幹線の水が通常どおり南幌に流れ込んでいたという話を聞きます。雨量の状況に応じて、時とすれば、夕張川に放水することもできたはずなんですけども、それがなぜ行われなかったのか。ただ北海幹線の水が入り、それをただ排水機場でくみ上げているようでは、当然水位は下がるわけありませんよね。そんな点では改良区との連絡体制というのはどのような形だったのか。それを再度お伺いしたいと思います。

また、さらにまた聞くところによりますと、20号排水機場が燃料切れでポンプが何度もとまったというふうな話を聞きます。燃料が来るまでも若干の時間を要し、エンジンはかかったけども配管のエア抜きなどに手間取り、結果的に農家の方に手伝ってもらって、やっとくみ上げるまでには3時間から4時間も時間がかかったという話を聞いていました。本来ならば、早いうちに燃料を入れてタンクに置いて、いざという時のために用意していくべきなんでしょうけども、それが手遅れであったということですが、そういった面から考えても、危機意識がちょっと足りなかったんじゃないかなというふうな感じをしているところでもあります。そういった面で町としてはどのような形で捉

町 長 えているのか。考えていこうとしているのか、お伺いいたします。  
石川君の再答弁をさせていただきます。  
議 長 ちょっと録音をとめていただけますか。  
暫時休憩いたします。

(午前9時45分)

(午前9時46分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
町 長 それでは、石川議員の再質問にお答えいたしますけれども、北海道  
(再答弁) とは常時連絡を取り合って、最終的には北海土地改良区の判断をもと  
にして、水の調整をさせていただいてるということでありますので、  
その連絡は取り合ってるということで、御理解いただきたい。

それから機場の燃料切れっていう表現がありましたけれども、その  
表現があった時に役場に来ていただいたかどうか。燃料切れではなく  
て、燃料ポンプの故障によって中断をしたと、そういうことで聞いて  
おりますし、当然その燃料ポンプが直った時にはもうエアーが入って  
て、今度それを抜くのに相当時間がかかったと。誤解を生むのが、非  
常に私たちは不愉快でありますけれども、もしそういう燃料切れだっ  
たら大きなことであります。どこで誰が言われたかわかりませんが、  
議員であれば役場に即確認していただいて、そういううわさは排除し  
ていただきたかったという私の心情であります。お互い行政をつかさ  
どる議会と町であります。できるだけ事前に、4月から機場の整備も  
し、試運転もし、やっていたところでもありますけれども、たまたまあ  
そこがそういうポンプの故障があって、なかなかうまくいかなかった  
ということでもあります。点検は入念にやって整備費用もかけてやっ  
てるんですが、なかなか実際動かしてみると、長時間動かす時にはやっ  
ぱり不具合は出る、それだけ古くなってるといいうのも事実かと思  
います。その辺を含めて、町ではなかなかできない分野でありますので、  
今後は国や道にお願いをしながら機場が古くなって不都合が出てるよ  
うになってきているので、将来の機場のあり方、当然町独自では、単  
独ではできませんので、そんなお願いをさせていただきたいなという  
ふうに思っていますので、その点御理解いただきたいなというふうに思  
っています。

議 長 9番 石川 康弘議員。  
石川議員 ちょっとテープをとめてください。  
議 長 暫時休憩いたします。

(午前 9時48分)

(午前 9時49分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
石川議員 今御答弁いただきましたけども、その低地帯に対して全般的に、例  
(再々質問) えば17号排水機場に流れ込む全体の排水、そしてそれに隣接する田  
畑に対して相当やはり水かさが多くて、冠水してるところもあった。  
それが、地目が田の部分、現在は畑作もつくってるでしょうけども、  
その部分まで及んでいるところからも、やはり何がしかの手当てをし  
てほしいというふうなことで申し上げたところでもあります。ですので、

そういったことから、先ほどの答弁もありましたけれども、検討いただきたいというふうに思ったりします。

それと、20号の機場の話ですけども、燃料切れというふうな形では聞いていたんですけども、また別の面から見ますと、ほかのほうの排水機場ではそうでもなかったんでしょうけども、いろいろ隣接する農家の方々に聞きますと、かつては補助員というふうな形で地域の人たちがその機場を見守るような形で対応をとったというふうな話を聞きます。しかし、このような形で緊急になった時に、補助員がなく職員のほうが即対応したんでしょうけども、やはり職員も異動しているいろいろ変わっていくかと思えます。十分引き継ぎされていけばまだいいんでしょうけども、少ない職員の中で対応していくとするならば、やはり前のように地域の人たちに協力をいただいて、補助員というふうな体制でもっていくのも一つの手ではないかなというふうな形で逆に提案したいと思えますけども、そのあたりについてもどういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

石川議員の再々質問にお答えをいたします。機場にそれぞれ行くのが、一番早く行くのが職員であります。そして現在も補助員制度は生きておりますので、順次来ていただいている、どこの機場にも。すぐにはなかなか来れませんが、連絡をしてやっていただく。20号の関係については補助員が来て、いろいろやっていただいたっていうのは現実であります。それは来ていただいた時点でそういう事件が発生してて、どうやるべきかということで一緒に議論をいただいて、あるいは作業をいただいて、早期に、時間的には皆さんにしたら長いかもしれませんが、業者を呼ぶどうのこうのって言ったらもっと時間がかかる、それ以内である程度できたのかなということで、補助員制度はずっと生きておりますので、人が変わっているかもしれませんが、補助員はどの機場にもおります。

議 長  
石川議員

9番 石川 康弘議員。

それでは、次の質問に移ります。住宅リフォーム等助成事業、住宅以外の解体工事にも範囲を広げて。本町では平成27年度より住宅リフォーム等助成事業を実施し、予定件数を大きく上回る申し込みがあり、多くの町民から喜ばれています。この事業は、居住して数十年が経過し、リフォームしたいという思いと、町内の建設関係業者の意向を結びつけた事業ですが、あわせて空き家等の除去解体工事に対しても、費用の一部を助成することができるとされています。建物は年々老朽化していきませんが、特に誰も住まなくなった建物は一層老朽化が進む傾向にあります。管理できなければ早めに解体すべきですが、経費の問題などで放置する人がいます。トタンや外壁が剥がれて風で周辺へ飛散したり、町並みや農村景観を損ねることにもなり、周辺住民に迷惑をかけることとなります。それは住宅以外の建物でも見かけられ、より管理がおろそかになっているように思われます。そこで、住宅だけでなく、それ以外の建物の解体に対しても工事費の一部助成をすることはできないでしょうか。町の景観向上と環境整備を目的に、

助成範囲の拡大はできないものか伺います。

議 長  
町 長

町長。

住宅リフォーム等助成事業、住宅以外の解体工事にも範囲を広げての御質問にお答えします。住宅リフォーム等助成事業については、平成27年度より事業を実施し、年々申請件数が増加している状況にあり、平成30年度まで153件の全ての申請者に対し助成を行っています。この事業は、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第6期総合計画の施策として、町民が安心して住み続けられる住まいづくりと景観及び居住環境の向上を目的に、現に居住する住宅のリフォームと解体を交付対象としており、住宅以外の建物への助成範囲の拡大は考えていません。今後、町内において適正に管理されない空き家等の増加が懸念されるため、所有者の把握、建物の適正管理の周知に努め、町の景観向上と環境整備に取り組んでまいります。

議 長  
石川議員  
(再質問)

9番 石川 康弘議員。

今回、住宅リフォーム助成を住宅以外にもということでしたけども、先ほども申しあげましたように、やはり景観の維持だとか、建物自体が周辺に及ぼす迷惑などを考えると、住宅と同じような形で考えてほしいなというふうなところでもあります。ただ、建物の種類によって助成額はやはり若干の差をつけるべきだと考えてもいるんですけども、ちなみに今まで住宅自体を解体するという、そういったことに対しての助成というのは実際あったのか、それをお伺いしたいと思います。

それと、一般の宅地に建物が建っている場合と建っていない場合、更地の場合とは、固定資産税が違ふと。約、多くても4倍ぐらいというふうな形の差があるというふうには聞きますけども、それに対しても町としては少しでも宅地を、流動化を図るという面から考えても、うちの場合、評価額もさほど高くはないと思うんですけども、そういった面からの、例えば補助するような形でも進めて、固定資産税の軽減を図るなどして、更地の空き地をふやすようなことも考えてはいかかかなというふうな形も思うんですけども、これは宅地の話ですけども、住宅以外の建物についての質問ではありますけども、そういったものを合わせた中で、お伺いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

石川議員の再質問にお答えします。今まで解体に対して助成実績はありません。それから建っているもの、建っていないものと、住宅では軽減措置がございますので、かなり違うっていうことに。建っていれば住宅の軽減が適用され、建ってなければ適用されないということでもありますので、相当差が。建ってるものにもよりましようけれども、面積だとかあるから、金額は別として差は相当ありますということでもあります。

それから景観上という、多分景観上と言われるのは農村部かなというふうな思っております。農村部は鳥獣対策の問題もあるので、私のほうは国のほうに道営事業・国営事業をされた時に、農地の区画整備とあわせて宅地・畑地、南幌町で言えば、地目は水田と畑と宅地と3

段階になってるので、こういう道営あるいは国営事業で、それを一括水田にできる方法と鳥獣対策を兼ねて、廃屋の整理ができないものかということで、今運動はしてはいますが結果はまだ出てこない。聞いているのは、一部国営事業でなされたところが若干あるようですが、それ以外はまだ出ていませんので、特に道営事業でもできるように、国のほうにはお願いはしていますが、まだまだ結果が出ていない。余りこの関係については、北海道では結構あるんですが、本州ではなかなかこれまた難しい問題がかかっておりますので、北海道の気持ちで国にお願いしても、なかなかこれは難しさがあるということで、今それで鳥獣対策、アライグマ・キツネのすみかにならないようになっていくということで、私はプラスアルファして今お願いをしているところであります。

議 長  
石川議員  
(再々質問)

9番 石川 康弘議員。

いずれにしても、農村もそうですし、市街地のほうでもいろんな倉庫だとか作業場だとか、そういったものをそのまま放置されているということもありますよね。ですから、農村に関しましてはそういうふうな鳥獣対策という一つの名目の中で進めていかれることには、ありがたいことであるというふうに思っていますけれども、それ以外のことに関しましては、ぜひ捉えていただきたいなというふうに思います。倒壊のおそれやら景観を損なうような建物に対しては、先ほどのような固定資産税の軽減というふうな形はあるけれども、そういった損なうような建物に関しては特定空き家というふうな形の扱いがされて、固定資産税の軽減の対象外になるというふうな形も言われています。そういったことも含めると、逆に関心を持つような人もふえるんじゃないかなというふうな感じも思うわけですし、ただその助成自体もやはり、ぜひちょっと前向きな形で考えていただきたいなと思うところではありますけれども、含めて再度お伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

石川議員の再々質問にお答えをいたします。物件っていうのは、建物・住宅、それぞれ所有者がある、把握されております、うちは。それぞれ石川議員が簡単に言われる、空き家と言いますが、本人にとっては空き家と思ってない方が大半であります。ですので、人の財産であります。これは慎重にやらないと、またいろんな問題に波及していきますので、粘り強く景観上とかって私どもが言いながら、所有者にお話をしていくしか今のところはないのかなと。全然わからない建物であればいいんですが、所有者が特定できてるわけですので、その方々をお願いをして、景観を損なわないように、これからも粘り強くお話をしていくしかないのかなというふうに思います。

議 長  
熊木議員

以上で石川 康弘議員の一般質問を終わります。

次に10番 熊木 恵子議員。

健康遊具の設置について町長に伺います。南幌町公共施設等総合管理計画の中で、町内27カ所の公園については、利用者の安全確保が最も重要な視点としていることから、遊具の安全を最優先に毎年点検しているとされています。公園施設長寿命化計画の中でも、老朽化し

た遊具の撤去や点検が必要になるとされています。少子高齢化は、本町にとって現実的な課題となっています。高齢化率が上がる中で、健康増進を図るため保健福祉課が積極的に施策を実施しており、パークゴルフやプール等の参加人数が増加していることも、健康増進に大きく影響を与えていると思います。近年、公園に健康遊具を配置し、地域での健康づくりのため取り入れている自治体がふえつつあり、気軽に遊び感覚で使ううちに、日ごろの運動不足の解消に役立てたり、ストレッチ効果など健康増進に一役を買っていると言われていています。健康都市として取り組んでいる自治体では、各公園に健康遊具を設置し、特徴を活かしながらまちづくりを進めていると、テレビなどで紹介されています。公園遊具の見直しについて、改めて次の2点について伺います。

- 1、公園遊具の見直しについてどのような検討がされたか。
- 2、健康遊具の設置に対する考えは。

議 長  
町 長

町長。

健康遊具の設置についての御質問にお答えをします。1点目の御質問については、町全体の公園遊具等の見直しは行っていませんが、整備が必要となった遊具等については、その都度、改築・更新を行っています。

2点目の御質問については、全国的に健康遊具が設置されている公園がふえていることは認識しています。本町では、中央公園などに一部、健康遊具等を設置していますが、本年度からスタートしている第7期介護保険事業計画で、健康で暮らすための取り組みや生活支援を掲げており、本年度、先進地の視察を予定していることから、健康遊具を活用した取り組みや必要性などについて調査してまいります。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

10番 熊木 恵子委員。

再質問させていただきます。ただいま答弁いただきましたけれども、以前同僚議員が一般質問で、その時も早期に検討するという答弁だったと思います。それから委員会とかの中でもそういうような質問がされた時に、やはり先進地を視察してっていうような答弁をされたと思うんですけども、今の御答弁だと第7期介護保険事業計画の中でっていうことで、本年度先進地の視察を予定しているっていうことなんですけども、具体的にはどのような検討がなされて、先進地を視察するっていうのが今年度っていうふうになっているのか、もっと先になっているのはできなかったのか、まずその1点を伺います。

あと、中央公園に健康遊具が置かれているということを私も承知していますし、何度か訪れています。中央公園は、ちやぷちやぷ池が新しくなったり、いろいろ看板も以前質問しましたけれども、今、町のあらゆるところで新しい看板が目について、すごく景観上もいいなっていうふうに感じています。その中で、遊具のところは、なかなか一遍に更新できないのかもしれないんですけども、説明の看板とかが古くてもう見えないものだとか、その健康遊具の一部も老朽化しているっていうか、木製なのでしようがないって言えばしようがないんですけども、とても座りたくなるような感じではないような物も置か

れているので、その辺の点検とか修繕とか、その辺はどうなっているのか伺います。

あと、みどり野きた住まいのヴィレッジで本町を訪れる方々がすごくふえていて、ちょうどモデルハウスが建っているところから中央公園はすごく近いので、やはり近年、ことしに入ってもすごく利用される方が多いと思うんですね。だから、そういう意味では積極的にその公園をもっともっと魅力のあるものにしていくべきだと思いますし、そのことによって町を訪れる人方がふえていくというふうにつながると思うので、その辺の検討がどこまでされているのか伺います。

それから公園については、指定管理制度を設けて委託っていうか、お願いしていると思うんですけども、町内27カ所の公園の中で、具体的に老朽化した遊具がどこどこなのかとか、例えば撤去するのか修繕するのか、そういうようなことだとか、利用・活用状況っていうか、今27カ所の公園でも小さな公園と、ある程度大きな公園とかがあるんですけども、その利用状況っていうものを、例えば年間の計画の中で指定管理の方をお願いするだとか、また担当課のほうでその辺の状況をどのようにつかんでいるのか。その辺のことも指定管理の内容もあわせて御答弁お願いしたいと思います。

あと保健福祉課の健康増進を図るっていうことで、すごくいろいろな取り組みをされています。ちょっと話がそれますが、台風、そして地震っていう中で、本当に職員の方がきのうおとといと連日詰めてやってるっていうことで、私もきのう安否確認っていうか、被害どうでしたっていうふうに電話をかけた時に、保健福祉課の方が2人で見えて、すごく親切にいろいろ話を聞いてくれたと。それで、避難とかする必要がありますかとか何かいろいろ言ってくれて、自分はまだ大丈夫だっていうことでお答えしたと。だけどそのように、町の行政が独居の私のところにそういうふうに温かい言葉をかけてくれたっていうことで、すごく感激していました。だからそういう意味では、やっぱり行政と町民と一体となってまちづくりを進めているところで、その中の保健福祉課の果たす役割って、改めて大きくなってことをきのう感じました。健康増進を図るっていう意味でノルディックウォーキングとか体操とか、いろいろ奨励して町民が参加している、たくさんいろいろなものに参加しています。健康遊具の設置っていうのは、そういう意味ではふだんの生活の中でウォーキングとかいろんな、あとパークゴルフの行き帰りとかにそういうものを活用することによって、身近なところでちょこっとずつそういう健康増進を図る、それはやっぱり将来的には町の財政を暖めるっていうか、健康保険とか何かそういうところに影響しないで、自分で体を守ってくることにつながると思うので、これはとても大きなことだと思うので、再度答弁お願いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。公園の施設の遊具等については、長寿命化計画に基づいて進めております。従って指定管理者と

その辺は意思疎通、あるいは修繕が必要な時はすぐ連絡が入って、町職員が出向いて対策を練って速やかに処理をするという体制はとっておりますので、そのほか1年間の活動の中でいろいろあった面については、指定管理者からいろんな報告を受けて、次年度以降どうすべきかということで議論をさせていただいているところでありますので、それらの御意見に基づいて遊具等々にさせていただいております。

それから、今まで遅くなったなど、検討するって言う割には遅いなという御質問かと思えます。私も前回僚議員にはお答えしたと思えます、速やかにということ。ただ、個人的なものについては非常に難しい。やはり、集団でみんなで寄っていただいで楽しんでいただくっていう、いろいろな施設を利用しながら等々でやるのが、うちの今のお年寄りの皆さんにとっては、非常にそっちのほうが、進んだほうが先がいいんじゃないかということで、パットカーリングだとか、いろんなことを今保健福祉課で、あるいは教育委員会でやっておりますので、まずそういう出でいただくということでは、皆さんと会話するっていうのが一番やっぱりいいみたいで、個人で1人で行って、ぽんて行くっていうのは、なかなか長い間やるっていうのは非常に、置いとけば何回か御利用するかもしれませんが、なかなか同じ人がずっと来て利用するっていうのは難しいと。

それから、我が町はやっぱり冬もありますので、冬のことも当然対策をしなきゃ、置いたはいいが使えない、半年寝てる、そういうことも含めていくと健康遊具一つ入れたとしても、相当の冬をあれするとまた相当のお金がかかります。そんなことも含めていくと、もう少し検討しても十分ではないかと。いろんな大きな町で取り組んでいるのは私も承知しておりますが、なかなかうちの今の公園の歩いている姿等々見てもなかなかそういう方が少ない。パークゴルフも言われたとおり、仲間を誘って行ってる方と個人で行って、あそこで仲間になっていただくと。やはり会話ができたり、いろんなことができる、そういうものに今力を入れながらやってきました。しかし、それだけで済むわけでありませぬので、今後それらが今度は中央公園も行けない、あいくるもだんだん行きづらくなったという部分も当然今後出てくるだろうと。そのことに何ができるかということで、介護保険の次期計画も含めて、いろんなものの面から検討していくのも必要ではないかということで、今回そういう部分で検討させていただいてると。ちょっと遅れて申しわけありませんけれども、やることが、いろんなことをやりながら、やはりお年寄りも動かさないと私はだめだと思っておりますので、何とかみんなで動いていただくということを中心に、これからも進めていきたいなというふうに思っております。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

再々質問いたします。ただいま町長に答弁いただきましたけれども、1人で、個人っていうか、個人的なものは難しいっていう町長答弁されてまして、私も何でもそうですけども、一緒に仲間を募っていろんなことに参加することで、自分が不得意なところもできるようになったり、それをやっぱり喜びとして継続していくものだと感じています。

ですから今、保健福祉課で進められているいろんな事業は本当にこう、最近は本当に保健福祉課に関するもので、いろいろ国のいろんな事業計画とかいろんなものもすごく多くて、大変な思いをされているという事は重々承知なんです。それから冬の対策のことも今町長に伺って、本州に比べて北海道は本当に冬があるので、いろいろこう新しい看板、先ほど質問したように、新しい看板をつくってもなかなかそれがそのまま現状維持されないってことはあります。だけれどもやっぱりそれをそのまま放置するのではなくて、やはりちょっとした傷も早目に手当てすることで、それこそ長寿命化になってくと思うんですよね。だからそういうようなことは、やっぱり関係課一緒に一丸となってやっぱりそれを取り組んでいただきたいと思います。それを要望です。

それから、27カ所ある公園のことを先ほど伺いまして、速やかに対処しているっていうことだったんですけども、じゃあ今までその27カ所の公園の中で、老朽化して撤去した遊具とかが実際にあるのかどうか。それからまだ修繕して使えるっていうふうに何かそういうものがあるのか、その辺ももしわかれば教えていただきたいと思います。

それからいろいろこう健康増進にいろんな形で取り組んで、それは個人もそうですし、それから行政と一緒に取り組んでいることもあるんですけども、例えば今ウォーキングする年代はすごく幅広く、広がってると思うんですよね。そういう中で、先ほど町長の答弁の中で、高齢者がなかなか出て来られなくなるっていうことを未然に防ぐって意味でも、私がかねがね思っていたんですけども、例えば町を歩いてく時に起点になるっていうか、例えば役場からあいくるまでは何メートルです、大人の足で平均的には何歩ですとかね、そういうふうなサイン看板っていうか、そんな立派なものではなくていいんですけども、そういうようなウォーキングマップみたいなね、そういうものがあることで励みになったり、例えば町立病院の所にちょっと何人か集合して、そこからどこまで歩こうって、きょうは1のコース、2のコースって形でやっていくことで、また仲間を募ったり、健康増進のことを会話しながら楽しむっていうこともできるかと思うんですけども、そのような計画もちょっと組み入れたらどうかなと思うんですけども、ちょっとそれを伺います。

それから、シルバーハウジングのところの公園、それ正式名称はちょっとわからないんですけども、私もそこを知らなくて先日局長とかと話をしていた、自然浴さんぽ路が設置されているってことで、実際見に行ってきました。そうしたら、そこはきれいになっていて、本当に足の裏マッサージみたく、ずっとこう通路になってるんですよね。手すりもついていてすごくいいなと思ったんですけども、その公園はシルバーハウジングに居住している人以外でも活用できるのか。それでも活用できるのであれば、そういうのを町の公園みたいな形でシリーズで、例えば広報に載せていくとか、そういう形で住民の皆さんの喚起を促していくっていうか、そういうことを紹介することで、今先進地を見ながら、健康遊具ってことで私も質問していますし、御答

弁もいただいているんですけども、それを待つのではなくて、今あるものを活用しつつ、やっぱりいいものをつくっていくって形にしてほしいなと思うんですけども、その辺はどうお考えか伺います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えします。先ほど申し上げたように遊具の長寿命化計画によって、更新5カ所既にもう終わっているようがあります。悪くなったところから更新をしてるって先ほど答弁させていただきましたので、そんなことで廃止はしてなくて、新しいものに取りかえているということでございます。

それから、いろいろ今、熊木委員から御提案をいただいた件であります。なかなか看板というのは難しい、簡単に言うけどさっき言った、あっちはないとかっていう、それと今回の大風。こういうこともあるので、むやみやたらに看板というのは難しいかなと、そういうふうに思ってます。ただ、マップか何かそういうのができないかどうかっていうのは検討しなきゃならない。それで紹介をするっていうことも可能ではないかなって今ちょっとそんなふうに思ったりもしているところでもありますので、その辺については、そういう公園っていうかシルバーハウジングのところにもありますよっていうことでマップに入れていけば、ある程度そういうのが可能かもしれません。ただ、やるっていうのではなくて、そういうのも検討材料かなというふうに思っておりますので、それらも進めていきたいなど。

それから、どこに視察に行くんだって先ほどありましたけれども、もう既に事業としてやってるところを先進地視察に行くという、効果もありますので、これからやるところじゃなくて、やってどういう効果が出たっていうのも、当然参考にしなきゃなりませんので、そういうところを探しながら、結果の出るところ中心に視察をさせていただくということでもあります。シルバーハウジングの公園はどなたでも使えます。

議 長  
熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

続いて、中学生国際留学プログラム事業の見直しについて、小笠原教育長に伺います。国際社会で活躍できる人材を育成するために、外国の現地学校で短期留学及びホームステイにおける生活体験を通して、生きた英語力を身につけるため、本町では国際留学が行われています。対象は町内の中学生で、英語検定3級もしくはTOEICスコア400点以上を取得した生徒となっています。毎年、国際留学で学んだ生徒が参加した報告集会が開かれ、不安を乗り越えてさまざまな経験をし、現地で学んだ様子などが語られ大きく成長した姿を見ると、将来の確かな人材育成につながると確信します。現在の本町の英検3級取得率は20%程度との報告ですが、国では50%を目標にしています。こうした状況を見据えると、本事業は内容を検討する時期にきているのではないのでしょうか。本年3月の予算委員会でも派遣先を含め意見が出されました。そこで、次の3点について伺います。

1、今後、英検3級取得者がふえた場合も、希望する生徒は全員参加できるのか。

2、英語学習の場は広がってきているが、新たな留学先の選定の考えは。

3、英検3級取得に向け努力する生徒への支援は理解するが、英語以外で努力している生徒への配慮や公平感はどのように考えているか。

議長  
教育長

教育長。

中学生国際留学プログラム事業の見直しについての御質問にお答えします。本事業は、国際社会で活躍できる人材を育成することを目的に、外国の現地学校での短期留学やホームステイにおける生活体験を通じて、生きた英語力を身につけるため、平成26年度よりカナダのバンクーバーへ派遣しており、本年度まで35名が参加し、英語への学習意欲の向上が図られています。

1点目と2点目の御質問については、国及び北海道教育委員会では、平成34年度までに中学卒業段階で英語検定3級以上の取得率の目標を50%としていることや、新学習指導要領において、平成32年度から小学校3・4年生で外国語活動、5・6年生で外国語が本格実施されることにより、今後、英語検定3級以上の取得者がふえることが予想されるため、日程や派遣先、参加要件を含め検討してまいります。

3点目の御質問については、留学中はホームステイでの生活に対応できるよう、英語の習熟が必要なことから、参加要件を英語検定3級以上としています。そのことから、本事業においては英語以外の条件設定は考えていません。

議長  
熊木議員  
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

教育長に再質問させていただきます。今の御答弁の中で、日程や派遣先、参加要件を含め検討していくっていうことでした。先ほどの議会でもありましたし、先日の報告の中でもあったように、今現在の南幌中学生の取得率が20%、それで平成34年まで国の方針としては50%を、というふうになっています。この英語検定を受ける、それで努力をしているいろいろ受けているんですけども、なかなか学校の英語教育の中で、本当にこうその3級を目指すってことは、なかなか困難なことも予想されるのではないかと思います。やっぱり塾に通うだとかいろいろそういうことをして取得に至っているってことが多いんじゃないかと思うんですけども、そうなってくるとやっぱり塾に行ける御家庭とかで、そういう子供の環境とかを考えたら、なかなかそこでも公平感が保たれないなと思うんですよね。努力することと、それがイコールになかなかならないっていうことで、どの子供たちもやっぱりいろんな目標に向かって努力をされている。そのことをやっぱり、もっともっと見てあげる必要っていうか、そういう必要があるのではないかなと思います。確かに、この事業は国際留学で要件も3級取得ということになっているんですけども、そういう意味でやっぱりこう検討する時期に来ているのではないかなと私は思います。3級取得が50%以上っていう、そのことだけではなくて、その辺をどのようにお考えか、再度伺いたいと思います。

またこの事業が始まる時に、候補地の選定があった中でカナダのバ

ンクーバーが一番安全だっていうか、そういうことになっていると思うんですけども、この事業が26年から始まって、ことし4年ですね、その中で、ほかにもこういう候補地があるとかね、そういうようなことが実際に検討とか、今までされてきているのか。候補地を広げるっていう意味で、そういうこともされてきているのかどうかちょっと伺います。

あと英語を話す国っていうのは、本当にほとんどが英語が主っていうか、そういうふうになっていると思うんですけども、いろいろこう安全面とか、やっぱり治安とかいろいろ考えた時に、どうしてもそこだけになっちゃうのかなと思うんですけども、やはり費用の面だとか、3級取得者がたくさんふえた時に、全員を行かせるようになった時に、やはり町の支出財源とかもふえていくっていうところで、そういうところもやっぱりこう検討して、幾つか候補地を絞っていくってことが必要ではないかなと思いますので、そこちょっとくどくなつたんですけども伺います。

あと、以前私たちも視察した町では、海外留学も含めて希望する生徒にいろんな研修を取り入れていました。そこは埼玉県だったんですけども、例えばその要件を英語何級以上とかということではなくて、希望する生徒に、例えば北海道での研修でいろんなことを学ぶとかね、そういう何か三つぐらい何か候補があって、そこに希望する生徒を人数がどうなっているかはあれだけど、個人負担もあるけれども、そういうことを取り組んでいたんですよ。そしてその全校で、その発表っていうかそれをしながら、参加しなかった子供たちもそれを聞くことによって、次へのチャレンジ精神を培ったり、いろいろ知識を広げるっていうような取り組みをされていて、やっぱりそういうような形ってすごく望ましいなっていうふう感じたんですけども、何かそういうようなことを考えるっていうような余地はあるのかどうか、それも伺いたいと思います。

あと要件にはないんですけども、本町はスポーツ少年団とかもすごく盛んで、各種競技で活躍して全道大会とかに参加しています。また、文化面でも吹奏楽部など、日ごろの練習が本当に功をなしてすばらしい演奏で、学校の中だとかその町内でも、いろいろこう町民を楽しませてくれる。やっぱりこういうことがやっぱりこれからの未来を背負っていく生徒に、本当に大きな期待を私は寄せています。そういう意味からも、やはりもう少しその国際留学プログラムだけではなくて、いろいろこういう事業が、少しふやせるような内容をぜひ検討していただきたいと思うんですけども、答弁お願いしたいと思います。

教育長。

熊木議員の再質問にお答えを申し上げます。国際社会でも活躍できる人というのは、多くの親御さんが願っていることだと思います。それで、この制度を導入した目的は、あくまでも生きた英語力を身につけると。そして現地の生活を自分の目で見て感じていただくと。グローバル化社会の中でも、頑張っていける子供になってほしいという願いでこの制度をしたわけでございます。そういったことを考えますと、

議 長  
教 育 長  
(再答弁)

少なくとも今の国際留学制度では、現地にホームステイをしておりますので、やはり基礎的な英語ができていないと、ホストファミリーとのコミュニケーションもなかなかとれないのではないかなというふうに思います。そういったことからですね、一つには英語検定を条件とさせていただいてございますけれども、英語検定の3級っていうのは、中学校卒業程度のレベルというふうにされております。身近な英語を理解し、また使用することができるという、うたわれ方をしておりまして、本町の先ほど言いましたおおむね20%の取得率、これを平成34年度までに50%にしていくという国あるいは北海道の計画の中で、本町としては確かに先ほど言われたように、塾に行ってるお子さんは確かに英語科等でそれなりに3級取得に向けての勉強もしているというのは聞いております。したがって、塾に行っていない子供さんとの差をどう減らすかということも、教育委員会としてはやはり考えていかなければならないと思っております。今現在、本町の公設学習塾については、数学をことしから取り入れております。それで、ALTも今1名、小学校のほうへも学校の中に入って来て一緒に英語の授業、小学校の先生と一緒に入って生の英語を身につけていただく方法をとっておりますけれども、次年度、公設学習塾の数学のほかに、英語も取り入れることができないのか、今後教育委員会の中で検討していきたいと思っております。それがかなえばですね、また違った形で子供さんたちも英語に親しむ機会がふえるし、また英語検定に向けてそれなりの努力をしていくことも可能かなというふうに思っております。

それから、海外の関係ですけれども、まだ具体的に候補地の検討はしておりません。ただ、やはり今の子供たちの取得率がどんどん上がって50%に近づくという数字になってきますと、やはり30人前後の子供たちになってこようかと思っております。そうすると、やはり中学校の現在の全道大会の部活動の日程もございまして、いろいろと期間の限定がされてくることも事実でございますので、近い国、東南アジア近辺も想定に入れながらですね、英語を母国語としているアジア圏の国々の派遣についても、日程を含め検討させていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

10番 熊木 恵子議員。

議長  
熊木議員  
(再々質問)

ありがとうございました。今教育長から、いろいろ質問したことについて、答弁いただきました。候補地の検討も、いろいろ進めていくということで伺って、まずよかったなと思っております。

あと子供たちが、私たちは報告書っていうのをいただいておりますよね。中学校の学年の中で、全校の中でこういうような集会で子供たちが学んだことを発表する場っていうのは、当然やられてると思うんですけども、そういう中で子供たち同士がやっぱり啓蒙し合って、本当にこうその英語を身近なものにしてくってという形になる、すごくいい機会だと思うんですけども、そういう中で教育現場では、そこがどのように評価されてるっていうか、そういうのがもしわかればそれちょっと伺いたいと思っております。

それから、さっきALTの話もありましたけれども、小学校でも外

国語活動が入れられるっていうことで、先日もニュースとかで教員の英語に対する指導について、不安を持っているっていう教員がすごく多いってことがパーセンテージも示されて、新聞等とかにも出ていますけども、本町の場合は特にその英語教育について、教員への指導っていうか啓蒙っていうか、その辺はどういう形になっているのか。もし取り組んでいることがあれば、それを伺いたいと思います。

もう1点なんですけれども、南幌町には外国人の居住者が結構な人数いらっしゃると思うんです。それで、そういう方たちにやはり何かの事業として参加していただいて、町民が中学生の国際留学をきっかけに、町民も町の中で生きた英語を身につけるような、何かそういうような取り組みっていうのを、生涯学習とかそういう場の中でできないものかと思うんですけれども、そういうところを検討されたことがあるのか、伺います。

議 長  
教 育 長  
(再々答弁)

教育長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。1点目の関係でございますけれども、参加された子供たちにつきましては、当然学校の中でも報告会をしていただいております。在校生の子供たち、要は下級生の子供たちもそうなんですけれども、やはりその報告の内容に夢を膨らませて、ぜひともという子供さんたちは確かに多くございます。やはり行かれた経験というのは、その学校のみならず社会教育と教育委員との合同懇話会の中でも、あるいはその中の全体の育成会の会議の中でも、その辺の発表をしていただきながら、少しでも多くの方に参加の実体験、感想等を述べていただく機会を設けさせていただいております。

それから、小学校教員の英語の関係ですけれども、やはりその英語を専門に、今の先生方が大学、この教員資格を取るためにやってきたことではないことでございますから、やはり不安はないといったら嘘になると思います。そういったことから、道教育委員会のほうで、ことし全道の各先生方のいろんな研修会の中において、この英語の部分について、外国語教育ということで、研修会を数多く開いております。本町の先生方につきましても、多くの研修に参加していただき、子供たちのこの英語にかかわる教育に不安のないように、進めていただいております。あわせて、今現在、本町のALTのほうも学校の現場の先生方のそれぞれのアドバイスの、いろいろ授業の仕方についても御指導をいただいております。

3点目の、町内在住の外国の方々への参加ということでございますけれども、私のほうもやはり数名、町内で英語等堪能な方というのを承知しております。生涯学習サポーターとして今後、例えば放課後子ども教室とかいろんな事業にですね、参加していただけるように、事業参加等、積極的に啓蒙していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議 長

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、議員間の内部協議もございますので、11時5分まで休憩いたしたいと思います。

(午前10時44分)

(午前11時05分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

引き続き、8番 菅原 文子議員。

菅原議員

子ども・子育て支援事業計画における子育て支援策の充実拡充について、町長にお伺いいたします。子ども・子育て支援事業計画は平成27年度から平成31年度までの計画であり、全ての家庭が安心して子育てできる環境を提供することが重要であると書かれています。この計画に基づき、さまざまな施策や事業が展開され、子育て支援策が充実してきていると考えます。全国的に子供の数が減っていく中で、子供や子育てを取り巻く環境も年々変化しています。本町では各種子育て支援策が功を奏し、移住人口が増加傾向にあることから、子育て支援策の重要性を改めて実感しているところです。核家族化が進み、ひとり親世帯も多いことから、町全体でこの子育て支援事業計画をさらに進めていく必要があります。本計画策定時に行ったアンケート調査の結果、遊び場に関する項目では、お子さんがよく利用する公共施設は、近くの公園が1位、次いで中央公園となっています。また、家の近くの遊び場については、雨の日に遊べる場所がないが1位、次いで遊具が十分でない、古くて危険の順となっています。さらに、必要だと思ふ子育て支援策の問いでは、遊び場や機会の充実が3位となっています。計画の中の現状と課題では、年齢によって遊び方が違うため、年齢に応じた安全に遊べる場所が必要とあります。今後の取り組みとしては、児童館的な施設の整備や年齢にあった遊具の設置や改修、冬でも遊べる場所として屋内・屋外を含め検討するとしています。このことについて、特に進展がないように感じます。本計画も来年度が最終年度となりましたが、町長としての考えを伺います。

また、平成29年度新たに実施した命のふれあい交流事業や保育料軽減事業などのように、さらなる子育て支援の充実・拡充を図る考えはあるか伺います。

議 長

町長。

町

長

子ども・子育て支援事業計画における子育て支援策の充実拡充についての御質問にお答えします。本計画は、子ども・子育て支援法に基づいた市町村計画として、平成25年度に小学生以下の子供の保護者を対象としたアンケート調査を実施し、平成26年度に策定したものです。現在、公園については、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具の撤去や点検を初め、必要に応じて改築・更新を行っています。また、児童館的な施設や屋内での遊び場については、平成27年度に視察を実施し検討を行いました。本町の人口規模や遊具等の設置に係る費用、保育士等の配置など課題が多く、建設には至らなかった経緯があります。現在、子育て支援センター事業が定着し、生涯学習センターや町民プールの開設に伴い、各施設で多様な事業が行われ、年齢に応じた安全に遊び、学べる場所が提供されているものと考えます。

子育て支援の充実・拡充については、今年度より、みどり野幼稚園

が認定こども園へ移行したことによる、幼児の保育・教育施設の充実及び子育て世代包括支援センターの設置による母子保健サービスの拡充と経済的負担の軽減を実施しています。さらに、就労する女性の増加に対応するために、平成31年度より、認定こども園みどり野幼稚園において、3歳未満児の保育を開始できるよう準備を進めています。今後は、平成32年度からの第2期計画策定に向けて、アンケート調査を実施し、子育て世代のニーズを把握した上で、支援施策の検討をしてまいります。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

8番 菅原 文子議員。

それでは質問に入らせていただきます。今回質問いたしました経緯におきましては、南幌町子ども・子育て支援事業計画、これが来年度で最終年度となります。また、予算に絡みます事業政策におかれましては、今回のこの9月定例会が最後となると私は考えまして、進捗状況も含めまして質問させていただいております。先ほど、同僚議員も公園についてお話しはされておりましたけれども、私もきのうおとついで2日にわたりまして、町内を視察してまいりましたけれども、特に公園の中も隅々まで見てまいりました。特にひどかったのが松を初めとする大木が何本も折られて、根こそぎへし折られているというような状況でございます。多分夜でしたので、人的被害はなかったものと私は思っておりますが、このことに関しまして、もし人的被害がなければよかった、幸いだなと感じております。

先ほど私、通告書の中で特に進展がないように感じますと申し上げましたけれども、実際は複数の担当の方にお聞きしましたけれども、たくさんの方に実際に行っていかれ、それから分析も細かいところまでしていただいております。その上で、先ほど答弁の中にありましたように、金額的なものであったり、それから置かれている環境であったりということで、担当課としてはこれ以上進めることができないと、進展してないではなくて、できないと私は感じております。あとは子供支援策に対する町長の政策的判断によるものと私は考えまして、この質問にすることにいたしております。先ほどの答弁の中にありましたように、児童館的な施設や屋内の遊び場につきましては、先ほど私申し上げましたように、たくさんの方に行っていただきますけど、無理だと。建設というのは、私も初めから望んでいることではありません。ですけれども、中で遊べるような施設、先ほど学習センターのことも御回答されておりましたけれども、あの中の、果たしてどこが児童館的なのかなと考えますと、一番下のところの子供さんの遊具、小学生以下の方たちが遊べるようなところのかなと。それから一番奥のところかなと思いますが、あそこのところは児童館的なものではないように私は感じます。きた住まいるなどのように、今支援策に応じますと先ほども言いましたように、子育ての方たちの移住が最近多いと町長も日ごろからおっしゃっているように、私もそのように感じていますから、屋内で遊べるところをもう少し充実させる必要があるのではないかなと。冬においては遊べるところも少ないように私は感じています。この計画に応じまして、先ほどのように公園

の長寿命化計画、いろんな計画、それから6期総合計画、いろんな計画がありますから横のつながりが大変重要なので、それで私は町長の政策的判断にもよるものではないかなと思います、この屋内で遊べる、それからまた屋外で遊べる、中央公園を初めとする公園につきまして、再度またお考えがありましたら、町長の考えとしてお伺いしたいと思います。この1点です。

それと2点目におきまして、御質問させていただきました、来年度32年度からのアンケート調査を実施して、子育て世代のニーズを把握するというので、私はとても安心いたしましたけれども、来年策定するというのを聞いていますので、これについては質問ではなく、有効活用していただけて進めていただきたいと、これは要望でございます。1点だけ町長の先ほどの遊び場に関する町長の政策として、もう一度お伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えをいたします。それぞれ子育て支援事業含めていろんな施設も含めて、前回立てた計画に基づいて今させていただいてるところであります。あと残り1年半ぐらいでございますけれども、まずはそこがきちっとできるかどうかということであろうと思います。そして、これから次期計画に向けて、それぞれアンケート調査やら、現在のお母さん・お父さんが思っていることがどうなるか、それを把握した上で何がいいのかということを検討しなければなりません、ある程度は整備をされていると。一つだけぽんと建設すればいいっていうものではないと思います。それで全体の把握をした中でやっていかなければなりませんし、当然我が町、子育て支援をさせていただいているので、それに基づいて私はやってるつもりであります。よそと私は比較するつもりはありません。自分たちの町で自分たちができること、これは町民の方にも理解をいただいて今やるわけでありまして、そこは曲げるつもりはありません。これ以上何ができるのか、そんなこともしながらいろいろ考えていきたいなと思っておりますが、小学生・中学生の姿を見ているとかなり町民の皆さんの思いが伝わって、いい子供さんたちに育ってきているかなというふうに思っております。したがって、その子供たちの夢が膨らむように、できるだけ今後も計画の中に盛り込めるものは盛り込んでいきたいし、今やっているすばらしいものは、継続して取り組んでまいりたいというふうに思っています。

議 長  
菅原議員  
(再々質問)

8番 菅原 文子議員。

私は常々この計画に基づきまして、中をいつも見ております。ほとんど町長今おっしゃられたように、教育、それから障害関係も含めまして、ほとんどのことがされているなど感心して見ておりました。常々私、以前から公園のことでいろんな質問とかをさせていただいておりますし、先ほどの同僚議員にもありましたように、公園のことについても、また質問があったように、やはり中央公園もよくはなっておりますけれども、小さい子供さんたちが遊べるような環境ではまだまだないなど、私も感じております。例えば新しく設置されました滑り

台、あれはもう夏の間は熱くてやけどをする状態だから、あれは使えないと。そういう細かいところとかを見ていくのも、やはり私のように子育てを経験した女性の目線、今、佐藤課長がなっぺらっぺらいますから、それも私は安心して考えておりますけれども、先日も長い間お話をさせていただきまして、理解させていただくところも多々ありました。その中でやはり足りないと思うのは遊び場ではないのかなと、私は再度御質問させていただきたいんですけども、やはり遊び場ではないのかなと思います。屋外で遊べる冬の遊び場、中央公園も外で遊べないような状況になっていますし、それから今の小学校、小学校の中庭におかれましては、企業の方に率先してつくっていただいた、スキューターの山ですね、小山あります。そういうところも細かく見ていきますとあるようなんですけれども、また全体としては小さいお子さんの遊具が足りない、それから、小さいっていうのは幼児ですね。幼児の方たちが中央公園に行っても、遊ぶことができない。小学生の高学年以上になりますとサッカーであったり、いろんなキャッチボールであったりすることはできますけれども、特にこの子育て支援っていうのは、私は小さいお子さんに来ていただくには、やはり小さいお子さんたちの充実をもう少し考えていかなければいけないのかなと思います。そういう面で、先ほどお答えいただきましたような生涯学習センターにおかれましては、まだまだ十分ではないなと私は思っております。費用対効果に関しましては小さいお子さん、それから小学生低学年の方たちにおかれましては、費用対効果というのはある程度ですけれども、ちょっと望めない問題ですから、ある程度のお金をつぎ込んでいく必要もあるのかなと思います。だんだん厳しい財政になっていますから、私も破格な値段を申し上げているわけではなく、今いる施設をどのように活用していくか、新しく建てるのではなく、どのように活用していくのかをもう少しお考え検討いただいて、32年度につなげていただければと思います。その中で、この中を見ましてもやはり遊び場の充実があまり進展していないように感じますので、その1点に絞って今回は質問させていただいておりますけれども、また町長に再度質問させていただきます。今お答えいただきましたように、32年度に続けていくためにも、それからまた今年度31年度で終わるこの事業の中におきまして、遊び場につきまして、小さい幼児の方たち、それからもう少し充実をするお考えがあるのか、もう一度、再度だけお伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えをいたします。いろいろ計画を練りながら今やっているわけで、何もやっていないようではなくて、ちゃぷちゃぷ池もできておりますし、プールの幼児プールもできております。そんなことをしながら、幼児教育について何がいいのか。ただし、安全性もありますので、何でもつくればいいというものではありません。そういう意味と、それから小学生についてはあそびの達人だとか、あと少年団活動がうちはすごい多いわけでありまして。それらを見ながら、どうしていくかということでありまして。当然、子育てサロンやいろいろ

んなことをやっていますから、そこでお母さんたちからの御意見も伺っている部分もあります。その中で特別その幼児の遊び場がないっていう話は聞いてない、私は聞いていません。担当のほうはわかりませんが、そんなことを含めていくと、やっぱり変な場所につくるとけがしたときにまた責任問題になります。ですので、子供さんっていうのはなかなか制止がきかない分野があります。ですので、設置場所も当然慎重に検討していかなければならないと思っておりますから、充実強化っていうのは、当然今後も町としては続けていかなければならないなというふうにして、これで終わりということでは私はないと思っています。そんな部分で、うちに今ある施設をいかに活用して利用していただくかっていうのが一番いいのかなというふうに思っていますが、それで何ができるのかっていうのは検討課題だと思います。そのために努力はしていきたいというふうに思っています。

議 長

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

●日程5 認定第1号 平成29年度各会計決算認定についてを議題といたします。

町 長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました認定第1号 平成29年度各会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、平成29年度南幌町一般会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで1億237万9,664円の残額となりました。主な事業としては、地域防災計画・洪水ハザードマップ改訂事業、子育て世代住宅建築費助成事業、障がい福祉・子育て・高齢者支援、保健事業、農業振興事業、南幌温泉大規模改修事業、町道・公園施設管理事業、栄町公営住宅改修工事、消防高機能緊急通信指令システム整備、給食センター調理備品更新などを実施したところです。なお、農業経営高度化促進事業、道営経営体育成基盤整備事業を繰り越したため、繰越明許費繰越額8万3,000円を差し引くと実質収支額は1億229万6,664円となります。

次に、平成29年度南幌町国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで7,811万2,245円の残額となったところです。

次に、平成29年度南幌町下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで356万217円の残額となったところです。

次に、平成29年度南幌町農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで69万1,720円の残額となったところです。

次に、平成29年度南幌町介護保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで5,441万1,411円の残額となったところです。

最後に、平成29年度南幌町後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引きで42万2,982円の残額となったところです。以上、平成29年度各会計の決算につきまして、御審議の

- 上認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 本案につきましては、平成29年度南幌町一般会計及び特別会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。
- 局 長 (朗読する。)
- 議 長 監査委員から補足説明があれば賜ります。  
(ありませんの声)
- ただいま上程されました平成29年度各会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。
- 熊木議員 10番 熊木 恵子議員。  
ただいま上程されました平成29年度各会計決算認定に当たりましては、議長及び議会選出の監査委員を除く9名による、決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。
- 議 長 お諮りいたします。ただいまの熊木 恵子議員からの御発言は、9名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。さよう決定することに御異議ありませんか。  
(なしの声)
- 御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。
- ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。
- 熊木議員 10番 熊木 恵子議員。  
ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長には石川 康弘議員、副委員長には志賀浦 学議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。
- 議 長 お諮りいたします。ただいま、熊木 恵子議員から提案がありましたとおり、委員長には石川 康弘議員、副委員長には志賀浦 学議員との御発言であります。さよう決定することに御異議ありませんか。  
(なしの声)
- 御異議なしと認めます。よって委員長には石川 康弘議員、副委員長には志賀浦 学議員と決定いたしました。
- 日程6 認定第2号 平成29年度南幌町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。
- 町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
ただいま上程をいただきました認定第2号 平成29年度南幌町病院事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。病院の経営状況につきましては、前年度に比べ、外来患者は若干減少となりましたが、入院患者の増加と、過年度からの固定資産減価償却修正分を特別利益及び特別損失として計上したことにより、収益的収支で1,701万4,402円の純利益となったところです。以上、平成29年度病院事業会計の決算につきまして、御審議の上認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 本案につきましては、平成29年度南幌町病院事業会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局 長 (朗読する。)

議 長 監査委員から補足説明があれば賜ります。

(ありませんの声)

ただいま上程されました平成29年度南幌町病院事業会計決算認定についての取り扱いについてお諮りいたします。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員 ただいま上程されました平成29年度南幌町病院事業会計決算認定に当たりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議 長 お諮りいたします。ただいまの熊木 恵子議員の御発言は、先ほど設置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定いたしました。

●日程7 報告第4号 平成29年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました報告第4号 平成29年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましては、平成29年度の各会計決算をもとに算定した、本町の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、報告第4号 平成29年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告について、御説明を申し上げます。別途配布しております報告第4号資料をごらんください。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、市町村の財政状況を判断するため、健全化判断比率の算定及び公表が義務づけられており、また一定基準を超過した場合は、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務づけられています。それでは、平成29年度決算によります、それぞれの指数について御説明申し上げます。

最初に、1健全化判断比率の(1)実質赤字比率につきましては、一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。下の表をごらんいただいておりますのとおり、赤字は発生していません。次の(2)連結実質赤字比率につきましては、全ての会計を対象とした赤字比率、または資金の不足額の標準財政規模に対する比

率です。これにつきましても、赤字は発生していません。次の(3)実質公債費比率につきましても、一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。特別会計並びに一部事務組合を含めたもので、過去3カ年の平均数値で表しています。本町の数値は13.0%で、起債許可基準の18%を下回っていることから、公債費負担適正化計画を策定する必要はありません。なお、過去の数値については、資料の裏面をごらんください。平成27年度は14.0%、平成28年度は14.0%です。前年度と比較して比率が減少した理由としては、新規起債発行抑制による元利償還金の減少と特定財源の増加によるものです。また、表の数値は3カ年の平均比率であり、記載していませんが単年度の比率は、平成27年度は14.1%、平成28年度は13.9%、平成29年度は11.2%となっています。資料の表面に戻り、(4)将来負担比率につきましても、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。これは第三セクターなども含めたもので、本町の数値は75.0%です。早期健全化基準の350%を大きく下回っています。なお、過去の数値については、資料の裏面をごらんください。平成27年度は67.6%、平成28年度は67.5%です。過去と比較して比率が増加した理由としては、財政調整基金及びふるさと応援基金等の充当可能基金の減少と普通交付税基準財政需要額算入見込み額が減少したことによるものです。このように、本町の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、本法律に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっています。

次に、2資金不足比率につきましても、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定する必要があります。本町の公営企業会計は、病院事業、下水道事業、農業集落排水事業の3特別会計がありますが、いずれの公営企業会計も資金不足は発生していません。そのため、資金不足比率に該当しないことから、本法律に基づく経営健全化計画の策定は不要となっています。以上、財政健全化法に基づく、健全化判断比率等について説明をさせていただきました。本町におきましてもは、健全化計画等の策定にかかる全ての基準を下回っていますが、今後におきましても行財政改革を一層進め、各比率の改善に努めてまいりたいと考えています。以上で、報告第4号の説明を終わります。

議 長

本案につきましてもは、平成29年度決算に基づく南幌町財政健全化及び経営健全化審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長をして朗読いたさせます。

局 長  
議 長

(朗読する。)

監査委員からの補足説明があれば賜ります。

(なしの声)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第4号 平成29年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び

南幌町資金不足比率の報告については報告済みといたします。

●日程 8 議案第 45 号 平成 30 年度南幌町一般会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第 45 号 平成 30 年度南幌町一般会計補正予算(第 2 号)につきましては、歳出では役場庁舎非常用発電機設置工事費等の追加、機場施設管理修繕料の追加、農村環境改善センター駐車場雨水桝修繕工事費の追加、歳入では普通交付税確定に伴う減額、土地建物売払収入の追加、平成 29 年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,930 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55 億 1,949 万 5,000 円とするものです。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第 45 号 平成 30 年度南幌町一般会計補正予算(第 2 号)の説明を行います。初めに歳出から説明します。12 ページをごらんください。

2 款総務費 1 項 3 目財産管理費、補正額 4,114 万 9,000 円の追加です。財産管理経費で財政調整基金積立金を追加するもので、平成 29 年度繰越金の確定により、地方財政法第 7 条の規定に基づき繰越額の 2 分の 1 の額を積み立てるものです。

8 目防災諸費、補正額 719 万 9,000 円の追加です。防災設備等整備事業で、役場庁舎非常用発電機設置工事に伴い、工事監理委託料及び地下燃料タンク整備等に係る経費を追加するものです。

3 款民生費 1 項 2 目障がい者福祉費、補正額 45 万 6,000 円の追加です。地域生活支援事業及び障がい者福祉経費で、いずれも平成 29 年度事業費の確定による過年度返還金です。

6 目地域包括支援センター事業費、補正額 31 万 1,000 円の追加です。地域包括支援センター事業で、次ページにかけて、職員の育児休業延長に係る臨時保健師賃金等を追加するものです。

2 項 1 目児童福祉総務費、補正額 204 万 4,000 円の追加です。児童福祉総務経費で、平成 29 年度障がい児支援給付事業費の確定による過年度返還金です。

5 款農林水産業費 1 項 4 目機場施設管理費、補正額 480 万 2,000 円の追加です。機場(基幹水利)施設管理事業で、燃料費及び南幌向揚水機場の吸気弁並びに夕張太排水機場の地下タンクレベルメーターを交換するもので、基幹水利事業として道費等の補助金により実施するものです。

5 目農村環境改善センター管理費、補正額 334 万 8,000 円の追加です。改善センター管理経費で、駐車場の地盤沈下により雨水桝の修繕を行うものです。

次に、歳入の説明をいたします。9 ページをごらんください。

9 款地方特例交付金 1 項 1 目地方特例交付金、補正額 112 万 6,

000円の追加です。地方特例交付金の確定によるものです。

10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額1,270万3,000円の減額です。普通交付税の確定によるもので、本年度の普通交付税確定額は19億5,729万7,000円となり、昨年度の交付額より6,281万3,000円の減となったところです。

15款道支出金2項4目農林水産業費道補助金、補正額174万円の追加です。南幌向地区基幹水利施設管理事業補助金として、歳出で説明しました施設修繕料の60%が補助されるものです。

16款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額524万6,000円の追加です。元町3丁目、旧ジェイアールバス転回場の町有地1,456平米を南幌ソーイング株式会社、他に売却したものです。次ページにまいります。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額651万6,000円の減額です。財源調整を行うものです。

2目減債基金繰入金、補正額2,000万円の減額です。同じく財源調整を行うものです。

19款繰越金1項1目繰越金、補正額8,229万6,000円の追加です。平成29年度繰越金の確定によるものです。

20款諸収入5項3目農林水産業収入、補正額114万8,000円の追加です。南幌向揚水機場維持管理負担金として、歳出で説明しました施設修繕料の40%が北海土地改良区から負担されるものです。

5目雑入、補正額22万8,000円の追加です。平成29年度障がい者自立支援給付費の確定による国及び道の清算金です。次ページにまいります。

21款町債1項1目総務債、補正額720万円の追加です。役場庁舎非常用発電機設置事業の見直しによるものです。

8目臨時財政対策債、補正額45万6,000円の減額です。平成30年度地方交付税確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ5,930万9,000円を追加し、補正後の総額を55億1,949万5,000円とするものです。

次に、第2表地方債補正の説明を行います。5ページをごらんください。第2表地方債補正、変更です。役場庁舎非常用発電機設置事業の補正前の限度額7,010万円を補正後の限度額7,730万円に、臨時財政対策債の補正前の限度額1億3,500万円を補正後の限度額1億3,454万4,000円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。以上で、議案第45号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第45号 平成30年度南幌町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程9 議案第46号 平成30年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第46号 平成30年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では基金積立金の追加、療養給付費等交付金償還金並びに国庫支出金等精算金の追加、歳入では基金繰入金の減額、平成29年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,088万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,291万7,000円とするものです。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第46号 平成30年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。初めに歳出の説明をします。8ページをごらんください。

7款基金積立金1項1目基金積立金、補正額5,967万3,000円の追加でございます。国民健康保険事業特別会計基金積立金5,967万3,000円の追加。平成29年度決算において、繰越金が生じたため財源調整後、余剰金を積み立てるものでございます。

続きまして、9款諸支出金1項5目療養給付費等交付金償還金、補正額77万7,000円の追加でございます。平成29年度の療養給付費交付金の確定に伴い、償還金として77万7,000円を追加するものでございます。

次に、7目その他償還金、補正額43万9,000円の追加でございます。平成29年度の高額医療費共同事業負担金の確定に伴い、償還金として43万9,000円を追加するものでございます。

次に、歳入の説明をします。7ページをごらんください。

6款繰入金2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額722万3,000円の減額でございます。1節国民健康保険事業特別会計基金繰入金。平成29年度繰越金の確定に伴い、財源調整を行うものでございます。これにより補正後の基金残高は1億1,664万714円となる見込みでございます。

続きまして、7款繰越金1項1目繰越金、補正額6,811万2,000円の追加でございます。1節繰越金、平成29年度繰越金の確定によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ6,088万9,000円を追加し、補正後の総額を10億8,291万7,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第46号 平成30年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程10 議案第47号 平成30年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第47号 平成30年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では国庫支出金等精算金の追加、歳入では平成29年度繰越金確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,241万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,529万8,000円とするものです。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

保健福祉課長

それでは、議案第47号 平成30年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

1款総務費3項1目認定調査等費、補正額9万4,000円の追加でございます。9節旅費9万4,000円の追加。認定調査に係る臨時介護福祉士通勤費でございます。

5款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金、補正額248万9,000円の追加でございます。25節積立金248万9,000円の追加、財源調整を行うものでございます。

6款諸支出金1項2目償還金、補正額4,982万8,000円の追加でございます。23節償還金利子及び割引料で国庫支出金等の精算金4,982万8,000円の追加。平成29年度の介護給付費並びに地域支援事業費の国・道・支払基金負担分の精算による返還金でございます。返還金の内訳につきましては、国費が1,687万1,581円、道費が1,390万3,235円、支払基金が1,905万3,342円でございます。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

7款繰越金1項1目繰越金、補正額5,241万1,000円の追加でございます。1節繰越金、平成29年度繰越金の確定によるものでございます。

議 長

以上、歳入歳出それぞれ5,241万1,000円を追加し、補正後の総額を7億6,529万8,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第47号 平成30年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。

決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午前12時04分)



- 議長 おはようございます。
- 去る9月8日より決算審査特別委員会のため休会となっておりますが、北海道胆振東部地震により同委員会を本会期中に開催することは困難と判断し、平成30年第3回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。
- 本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
- このたびの北海道胆振東部地震の犠牲者となられた多くの方々の御冥福をお祈りいたしまして、黙祷を捧げたいと存じます。
- 黙祷始め。  
(黙祷)  
黙祷を終了します。
- ここで町長より発言を求められておりますので、会議規則第50条の規定により発言を許します。町長。
- 町長 災害報告。議長の許可をいただきましたので、議会再開にあたりまして、北海道胆振東部地震について申し上げます。初めに、このたびの地震により、犠牲となられた皆様と御遺族、そして被災された皆様に対し、謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、救援活動にあたっている関係各位に対して心から敬意を表する次第であります。さて、9月6日、胆振地方中東部を震源に発生した地震は、本町において震度5弱を観測しました。地震発生後、直ちに災害対策本部を設置し、各対策班において情報の収集、道路・公共施設、要支援者等の安否の確認を開始しました。午前3時30分ごろに、町内全域で停電が発生、さらに午前4時に長幌第2浄水場給水区域における漏水により断水が発生しました。断水は正午ごろ復旧しましたが、停電については北海道全域での発生となり、本町においては、8日午後2時36分に全面復旧するまで、相当の時間を要したところです。この間、停電地域にお住まいの約1,500世帯を対象として、炊き出し・携帯電話充電所の設置・農村環境改善センターの夜間開館・あいくるふれあいの湯の無料開放などの対応を行ったところです。炊き出しについては2日間で600名ほど、ふれあいの湯は2日間で389名の利用をいただいております。幸いにして、本町においては人的被害はなく、また一般住宅・道路・公共施設などにおいても、大きな被害がないことを確認しています。今後も、余震が発生する可能性があるため、引き続き情報収集と警戒を行い、町民の安全確保に努めてまいります。なお、北海道より被災町への職員派遣要請があったことから、13日から15日まで、2名の職員派遣を決定いたしました。また、9月4日からの台風21号による倒木や農業被害については、既に一次調査を行っていますが、更に被害が広がることが想定されます。最後になりますが、今回の災害を教訓として、町民の皆様が安心して生活を送れるよう取り組んでまいります。
- 議長 ただいま町長の御発言がありましたが、21号台風の余韻が冷めや

らぬ6日未明の北海道胆振東部震災の惨事に驚きを見たところです。犠牲となられた多くの方々に議会として、御冥福をお祈り申し上げます。被災地域の皆様には心から御見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧を望むところでもあります。我が南幌町も5日の21号台風の強風で建物、倒木と甚大な被害を受けた上、我が町の第一次基幹産業である農業で、あらゆる作物の生育不良に追い打ちをかける被害額1.5億円以上にのぼる農作物等の被害を受けたと聞いています。このたびの自然災害に対し、町として70歳以上の独居者安否確認・被害状況確認など、町として素早く対応していただき、炊き出しなど職員中心でボランティアの人たちと行われたことに敬意と感謝を申し上げます。その反面、一部の町民には避難場所や炊き出し等、そのことが住民に行き届かなかった面もあることに注視しなければなりません。私たちの日常生活に必要な電力など、ライフライン・インフラの脆さを露見したのも事実であり、未だに綱渡りの状況が続いていることに不安を感じているところです。このたびの自然災害の猛威を教訓と糧として、なお一層の防災対策を念願するものであります。最後に町民の皆さんの冷静な行動と判断に感謝いたしまして、終わりたいと思います。

それでは日程に入ります。

●日程11 議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局  
議  
町

長  
長  
長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現、委員であります久保 直忠氏、山本 満則氏、白倉 敏美氏の任期が満了となるため、久保 直忠氏、山本 満則氏、白倉 敏美氏を再任いたしたく提案するものです。選任につきまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議  
長

長

お諮りいたします。本案につきましては、人事案件でございます。

この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

●日程12 議案第49号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。局長をして朗読いたさせます。

局  
議  
町

長  
長  
長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第49号 教育委員会委員の任

命につきましては、現委員であります磯野 薫氏の任期が満了となるため、磯野 薫氏を再任いたしたく提案するものです。任命につきまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。

この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第49号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声) 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

●日程13 発議第14号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。

提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程14 報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告につきましては、平成29年度における経営状況の報告です。内容につきましては、振興公社専務が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
振興公社専務

内容の説明を求めます。振興公社専務。

ただいまより、株式会社南幌振興公社の平成29年度経営状況の説明をさせていただきます。専務の池田です。よろしくお願い申し上げます。資料1の業務報告について、要点を御説明させていただきます。営業の概要、実績については、3ページの表をごらんください。表1は、南幌ゴルフ場の4月から11月までの入場者数と売上額を前期と対比させています。表の下の計欄をごらんください。入場者は3万1,375人で前期に比べ2,371人、8.2%の増加となりました。年間計画の3万1,200人より175人上回りました。純売上額は1億1,799万3,000円で前期に比べ992万6,000円、9.2%の増額となりました。今期は積雪が少なく、4月1日に練習場と南西コース、15日に北コース、各コースとも良好な状態でオープンすることができました。8月は昨年が台風の被害で大きくマイナスした分、1,000人以上の伸びとなり、9月の雨量は162.3ミリで年間一番雨量の多い月となり、前年より100人ほど減少して唯一の前年割れの月となりました。11月は降雪の状況から平日しか通常営業ができず、12日間で本年度の営業を終了いたしました。表

には入場者数とコース売上の計画と実績を比較しています。コース客単価、計画では3,360円でしたが、実績は3,377円で17円上回っています。

4ページをごらんください。表3は、練習場の売上額を前期と比較したものです。全ての月で前期を上回り、合計で213万円、22%の増加となりました。売上額1,000万円を超えたのは、平成10年以來です。練習場も天候に影響を受けますが、コースとは異なり、雨がやむとほどなくしてお客様が来場されます。毎年の練習ボールと人口マットの更新が好評の要因の一つとなっています。表4は売上額の内訳になります。

次に5ページの資料2、決算報告です。5ページから12ページは決算報告書です。貸借対照表、損益計算書について、要約版で御説明させていただきます。補助資料1の13ページをお開きください。貸借対照表の資産の部です。流動資産は前期より91万1,500円増額となっています。有形固定資産は前期に比べ5.6%減少となっています。資産合計では400万1,900円減額となっています。これは減価償却分が主な減額の要因であります。次に下の表、貸借対照表、負債資本の部です。流動負債は前期より128万6,500円増額となっています。未払消費税と法人税が主な増額の要因であります。固定負債の長期借入金は、償還額分減額しています。資産合計から負債合計を差し引いた純資産合計は5億7,123万2,600円で、当期利益分が増額となっています。

次に14ページに移ります。損益計算書について御説明いたします。Aの売上高は1億1,799万2,900円、前期に比べ992万5,300円、9.2%の増額となっています。Bの売上原価は1億117万4,000円、前期に比べ702万5,100円、7.5%の増額となっています。Cの売上総利益は1,681万8,900円、前期に比べ290万200円、20.8%の増額となっています。Dの一般管理費は1,617万4,300円で8万7,900円の減額となっています。Hの経常利益は152万4,700円の利益となっています。Mの当期純利益は121万1,500円、前期に比べ234万4,000円の増額となっています。次に経費面の特徴的な事柄について御説明いたします。表の下段、◎Bの当期原価をごらんください。原価合計で1億102万7,000円。前期に比べ702万1,500円、7.5%の増額となっています。これは、前期売り上げの落ち込みを見込んで管理経費の削減を行った反動で増額となっています。下段の◎D販売費及び一般管理費をごらんください。販売費及び一般管理費は、固定経費的項目です。今期は8万7,900円、0.5%の減額となっています。資料の2ページに戻っていただきます。長期借入金の償還状況についてですが、平成25年度に南幌町の損失補償を受け、長期借入金の借りかえを行っており、その償還状況について記載しています。平成29年度は計画どおり650万円の償還を行っています。

次に11ページをお開きください。個別注記表3の(4)当期の株

主配当の扱いについてですが、今期は辛うじて当期純利益として12万1,000円を計上しましたが、貯蓄を切り崩し借入金償還に充てている現状のため、6月の株主総会で承認をいただき、配当を見合わせることにいたしました。

次に15ページから補助資料2として、道内空知管内のゴルフ場入場者数、河川敷ゴルフ場入場者数、南幌リバーサイドゴルフ場の月別入場者数の状況を記載しておりますので、御参考としていただきたいと思います。

最後になりますが、20ページをお開きください。30年度の営業方針を記載しています。集客対策としてさまざまなサービスを展開しています。また、ゴルフ場主催のコンペも記載のように開催しており、毎回定員を上回る応募をいただき好評を得ている状況です。なお、本年30年度のオープンは4月6日に練習場と南西コース、4月14日に北コースをオープンいたしました。オープンは早めでしたが、その後6月・7月・8月と長雨・豪雨・高温と天候不順が続き、さらに台風21号、胆振東部地震により営業面とコースコンディションに大きく影響を受けている状況ですが、サービスの充実に努め、御客様に喜んでいただけるよう努力してまいります。以上で、株式会社南幌振興公社平成29年度経営状況の報告を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第5号 株式会社南幌振興公社経営状況報告については報告済みといたします。

ここで、10時5分まで休憩いたしたいと思います。

(午前 9時53分)

(午前10時05分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程1 発議第15号から追加日程5 認定第2号までの5議案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第15号から追加日程5 認定第2号までの5議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第15号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

9番 石川 康弘議員。

(朗読により説明する。)

石川議員  
議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ち

に採決いたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第15号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程2 発議第16号 水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

7番 佐藤 妙子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

4番 志賀浦 学議員。

この意見書に対しては私も賛成者の1人でありますので、反対するものではありませんけども、提出者の思いなり考え方を聞かせていただきたいと思います。

本年の通常国会において、水道法改正案が通過いたしました。このことは麻生副総理が2013年に記者会見で、水道事業を民営化するという言葉を単に発しております。各市町村のインフラ整備が進むのであれば、とてもよい内容の意見書だと思うところではありますが、民間企業が参入できる今の改正法の中で行われるのであれば、これは民間企業を後押しするような、ちょっと不安なところが見え隠れしています。そこで提出者の思いをお聞かせいただきたいと思います。

7番 佐藤 妙子議員。

今質問いただきましたので、思いということで述べさせていただきます。本町にとって、今回もこのような大きな地震がございました。そういう中で、本当にこの水道施設の老朽化対策というのは必要であって、本町にとってもこれは大変重要な事項として考え、今回意見書を提出させていただきました。そしてまず今回、法案が通りました水道法の改正案っていうのは、志賀浦議員が心配されてるような完全な民営化ということではなく、現行制度の業務委託制度を拡張するものだということで認識しております。そういう部分では、私は国ではいろいろ出されておりますけれども、また麻生大臣の言動も読ませてもらいましたけれども、しかしこの水道法案自体はすごく大事なものとして、読ませていただきました。そういう意味では、今回この意見書を提出するに当たり、私は南幌町として大事なことだと考えて、提出させていただきました。以上です。

4番 志賀浦 学議員。

もう一言お伺いします。今言われた改正法案の一部ということですが、この官民連携の推進、とある項目があります。この中で、その事業の一部を公共施設等運営権を要するものに委託する仕組みを導

佐藤議員  
議長

志賀浦議員

議長  
佐藤議員

議長  
志賀浦議員

入するとあります。これは本当にヨーロッパ各地とか、また全世界的にですね、失敗例がいっぱいあるということで、これはすごく危惧するところです。実際問題いろんな所で起きているわけですが、名前を挙げたら切りがないんですけども、受益者負担というか、設備投資費を全部一貫して戻されるっていうところですね。それが受益者負担ということで、4倍にも5倍にもなっているところがあるというのが実態です。そういう状況の中で、今佐藤議員の気持ちを伺いましたけれども、国で決めるところの麻生大臣の言葉とは全然反対じゃないのかなと思ってます。ただ、意見書の内容は、私はすばらしいものだと思ってますので、これが各自自治体にしっかりと返ってきて、自治体がインフラを守れるのであれば、これは賛成するわけですが、その辺踏まえて、地方議会は地方議会の声を出していくべきだと思ってます。それで国の施策に反することでも、しっかりと物を申していくことが大切だと思ってるので今回質問いたしました。私の意見だけ言って、答えは要りませんので、それで終わります。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第16号 水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程3 発議第17号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。

10番 熊木 恵子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

9番 石川 康弘議員。

熊木議員  
議長

石川議員

今の意見書に対して質問いたします。確かに私も核兵器の開発・生産・保有及び使用に対して絶対反対ではあります。また、我が国は先ほども言われたように、世界唯一の被爆国であるということからも禁止条約の意義は大きいかもしれませんが、現在の世界情勢を見ると、核を保有する隣国の、日本に対する核の脅威が続く限り、アメリカの抑止力に頼る現実を受け入れざるを得ないと思います。いわばアメリカの傘のもとにあるわけであって、それを批判する行為となれば日本の立場があいまいとなり、隣国のターゲットにされるやもしれないということについて、提出者はどういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

議 長  
熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

ただいまの石川議員の質問にお答えいたします。核の傘のもとに日本はあるということがよく言われています。しかし今、平和を願うってというのはもう世帯の大きな流れだと思います。きのうの夜のニュースの中でも、トランプ大統領がまた北朝鮮と懇談するっていうことを発表しています。そのように、今核戦争の危機の時代から、核兵器の廃絶と平和への直接対話の時代へと新しい前進が始まっています。先ほど述べたように、昨年7月の国連会議の中で、加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成で、この条約が締結されました。私は何よりも、日本は唯一の戦争被爆国である、そのことを日本国民は、そしてまた世界中の中で皆さんがやっぱりそういうふうに思っていて、その被爆国の日本がこの条約に背を向けているってことに大きな批判が集まっています。本町は2011年3月、非核・平和のまち宣言を議会は全会一致で採択しました。この庁舎の前の所に立派な懸垂幕が掲げられています。宣言文には、「核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは人類共通の願いです。」に始まり、「核兵器による唯一の被爆国として、非核三原則を堅持し、すべての国の核兵器がすみやかに廃絶され、戦争のない人類永久の平和が確立されることを強く願うものです。」とあります。そして私たち町民は、「水と緑にはぐくまれた自然と豊かな郷土を大切に守り、未来を担う子供たちと美しいふるさとのために、町民一人ひとりが平和の実現に向けて努力することを誓い、ここに非核・平和のまちを宣言します。」とあります。こうした誇り高い宣言文を掲げた本町として、私はこの意見書の提出は必要だと思います。

議 長

ほかにありませんか。

川幡議員

2番 川幡 宗宏議員。

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書につきましては、私も反対するものではありません、個人的には。しかしながら現在の状況については、北朝鮮はトランプ大統領との会談の中では放棄すると言っておりましたが、全面放棄するとは言っていません。一部破壊しましたが、まだ核兵器は持っている状況です。それに中国については、非常に軍事力を増強した中で、日本の領土である尖閣諸島、また領海も幾度となく侵犯している状況です。その中で、とても日本の国だけでは、日本の安全を守ることはできない。アメリカとの日米安保条約、これによってやっぱり日本を守るしか方法はないと、このように思っております。その中で、ぜひ絶対に熊木さんの言うような、南幌では前に表明しましたが、状況が大きく変わってると思っています。中国の覇権主義に対抗するには、やっぱりアメリカとのお互いの保障の中で進むってことが大事なことで、このように思っております。その辺に対して熊木さんの意見をお聞きしたいと思います。

議 長  
熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

川幡議員の質問にお答えします。確かに北朝鮮、それから中国、核兵器を持った国がいろいろやっていることは事実です。しかし日本の

報道ほど、各外国では北朝鮮の脅威っていうものは報道はしていませんし、そのように捉えていないと思います。私は、核兵器の脅威を取り除くって言うのは、核抑止力ではなくて世論と外交の力で進めていくっていうことが、今鮮明になりつつあると思います。こういう中で韓国と北朝鮮、そしてアメリカと北朝鮮というふうになら、先ほどもお話ししましたけれども、対話が始まっています。そういう中でやっぱり対話を見守りながら、核を持っている国に核を手放すよう求めていくのが今世論の大きさと、そして世界中からもそういうような声が上がっていることも事実です。ですから私は、こういう意見書を地方議会から出すことによって、政府が本当にそれを考えていくってことにつながると思います。7月まで、道内の市町村議会では約2割、そして全国でも302の議会が意見書を採択しています。いろいろ反対意見とかもいろいろありますけれども、何よりも被爆者の思いに心を傾けていくというべきではないでしょうか。戦後73年たって、ことしの8月6日、8月9日の平和祈念集会の中でも、数少なくなった被爆者の方が、ぜひともこれを採択してほしいってことで要望を続けています。そのような声に、私は耳を傾けるべきだと思います。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出についての討論を行います。

初めに、提案に反対の方の発言を許します。

2番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

反対討論いたします。核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書について、提出反対の立場で申し上げます。現在の日本を取り巻く情勢は、非常に厳しい状況と考えます。北朝鮮はアメリカとの二国間交渉の中で、核ミサイルを段階的に放棄すると宣言し一部破壊はしましたが、全面放棄するとは言っておりません。また、中国においては、日本の領海または尖閣諸島など日本の領土までも侵犯し、領有権を主張するために幾度となく既成事実をつくっております。また、国防費を著しく増額し軍事力の増強を図り、軍事大国を目指して覇権主義を貫き日本にとって大きな脅威となっている現実があります。このような国が日本の近くにある日本の危険な状況は、今までとは比べものにならないくらい状況にあると思います。今ほど日米安全保障条約での日本とアメリカの関係を強くしなければ、日本の安全は厳しいものになると思われまます。現在、日本政府とアメリカ政府の考えで調印はしていませんが、時が来れば事態が変わるのではないかと考えます。今は政府の考え方や動向を見守ることが大事だと思いますので、私はこの意見書を提出するのは時期尚早と思ひ、意見書を提出するのには反対を表明いたします。

議長

次に、賛成の方の発言を許します。

3番 原田 弘克議員。

原田議員

今回のこの意見書が提出された時に、きのうまで熟慮、考えました。

私はただいまの意見書に対して、賛成の立場でお話をさせていただきます。皆さんわかりやすいように論点を三つに絞って、お話をさせていただきます。まずは、平成23年に議会が全会一致で、先ほど熊本議員が言ったように、役場の正面に非核・平和のまちと宣言をしました。これは僕は大変重たいものだと思っています。そして、この宣言のもとに、当然議会も行政も行動を起こさなきゃならないと私は思います。今回の意見書は、まずその行動の第一歩であると思っております。

2点目は、昨年防災無線でJ-ALERTが発動しました。その時私は恐怖感、そして不安を抱きました。やっぱりこれは、多くの町民も感じたことだというふうに思います。我々地方議員としては、やっぱりこう町民の目線に立って、町民の不安を解消すべきだと、そのために行動すべきではないでしょうか。

3点目は、唯一の日本は被爆国であるということ。これはもう皆さん、もう十分承知なさってると思います。ただ、世界的に見て核廃絶の動きは着々と進んでます。戦後七十数年たってますけれども、アメリカのしがらみも確かにあります。議員各位もそれぞれの立場がおありでしょう。ただ、私は国から任命された議員ではなく、町民から付託された議員であると。その思いで、私は町民の目線の中で、やはりきちっと南幌町としての、この宣言をした重み、それに伴った行動をすべきではないでしょうか。以上、3点の論点で私は討論させていただきました。ありがとうございました。

議長

次に、提案に反対の方の発言を許します。

佐藤議員

7番 佐藤 妙子議員。

私は今回、この意見書の提出に対して反対の立場で討論をさせていただきます。日本が唯一の被爆国として核兵器の廃絶を目指すことは当然でありますし、今後も継続すべきだと思います。しかし一方で、核兵器の脅威がいまだに存在することも事実であります。核軍縮に取り組む上では、人道の観点だけではなく、安全保障の視点も必要だと思っております。人道的な観点から見ると、核兵器禁止条約を目指すものは理解できます。しかし、この条約にはアメリカ・ロシア・イギリス・フランス・中国という核保有国が反対しております。この核保有国を動かすことが真の核廃絶に必要な要件と思っております。現時点ではそれはできません。核兵器禁止条約の採択に賛成した国は、そのような脅威に直接さらされていない国が多いわけでございます。具体的な安全保障の問題としては、北朝鮮の核及び弾道ミサイルの開発の進展があります。我が国を含む近隣地域の平和にとって重大な脅威となっております。先ほど提出者がこれに背を向けているとお話されておりましたが、私は背は向けてはいないと思っております。なぜかという、23年間、この核廃絶決議案を出し続けているからです。この条約は微妙な安全保障の問題を考慮することなく、即座に核兵器を違法とするもので、参加すればアメリカによる抑止力の正当性を失い、結果としては日本国民の生命や財産が危険にさらされるということも懸念されます。核兵器禁止条約に参加しないことが、核軍縮・核廃絶

への努力をしないということにはならないと思います。現在日本はアメリカの核の傘のもとで安全保障政策を行っており、日本が平和で過ごせていることも、核の傘によるアメリカの抑止力があってこそであることは間違いありませんし、多くの人が、多くの国民がその認識を共有されているということが事実でございます。核兵器禁止条約に参加してしまえば、安全保障政策と矛盾した主張になりかねないために、今回参加を見送ったというのが大きな理由の一つと考えます。核をなくすという理念に日本が不賛同というわけではなく、安全保障上、今現状難しいというのも当然であります。将来の核のない世界を見据えた上でも現在、核禁止条約に入ることが本当に意義あることなのかを考えた結果であるということも把握すべきと考えます。このようなことから、核兵器禁止条約の速やかな署名を求める意見書を提出することは、適当ではないと判断し、反対いたします。

議長

ほかに討論はありませんか。

志賀浦議員

4番 志賀浦 学議員。

私は、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書に賛成の立場で討論いたします。この条約は核兵器の保有国・保有を否定するものではなく、核兵器の使用を二度と行わないためにつくられた条約です。今言われていたとおり、各国、保有国がありますけれども、その保有を認めないというものではありません。新たな実験を行ったり、数をふやすことを禁止する内容が明記されています。日本は核の保有もなく非核三原則があるため、この内容に関しては問題なく批准できると考えます。この条約の問題点は、核保有国に対する支援も禁止されていることだと私は考えています。現在、米国の核の傘で守られてはいるものの、一度核が使用されると決断されたなら、どこの小さな国だろうと大きな国だろうと、おそらく地球全体が壊滅するような事態になることが想像されます。非核・平和の宣言をした南幌町においては、また広島・長崎での原爆投下という世界で唯一の被爆国である日本が、今回の条約をきっかけに核兵器の恐ろしさや悲惨さを訴え、全世界に問いかけるべきだと私は考えています。国の施策とは別の視点で、地方は地方の議会として声を届けていく責務はあると考えます。平和を願う日本が条約に署名し、批准することを願い、賛成討論とします。

議長

ほかに討論ありませんか。

(なしの声)

以上で討論を終結いたします。

それでは採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。

発議第17号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(起立4名、着席6名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立少数であります。よって本案は不採択となりました。

●追加日程4 認定第1号 平成29年度各会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、先に決算審査特別委員会において、休会中に審査することと決定しておりましたが、閉会中に審査することに変更いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は閉会中に審査することに決定いたしました。

●追加日程5 認定第2号 平成29年度南幌町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、先に決算審査特別委員会において、休会中に審査することと決定しておりましたが、閉会中に審査することに変更いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は閉会中に審査することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会は、ただいまをもって閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前10時47分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_

7 番 \_\_\_\_\_